

## 休業・失業で生活資金にお困りの方へ

### ●緊急小口資金・総合支援資金

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方に向けた特例貸付があります。制度の詳細については埼玉県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

### ●申請受付窓口

嵐山町社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、まずはお電話でご相談ください。

問合せ 嵐山町社会福祉協議会 ☎62-0722 (平日8時30分~17時15分)

## 委託を受けて個人で仕事をする方へ

### ●小学校休業等対応支援金

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、小学校が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援するための支援金を創設しています。

詳細は [小学校休業等対応支援金](#) で検索いただくか、お問い合わせください。

問合せ

学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999

(9時~21時 土日・祝日含む)

## 労働者を雇用する事業主の方へ

### ●雇用調整助成金の特例措置の拡大(緊急雇用安定助成金含む)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業した事業主が、労働者に対して休業手当を支給または教育訓練を行う等、労働者の雇用の維持を図った場合に、その一部を助成します。

※農業経営者の方も対象となります。

詳細は [雇用調整助成金](#) で検索いただくか、お問い合わせください。

問合せ

ハローワーク東松山 ☎22-0240 (平日8時30分~17時15分)

学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999

(9時~21時 土日・祝日含む)

### ●小学校休業等対応助成金

小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対する助成金を創設しています。

※農業経営者の方も対象となります。

詳細は [小学校休業等対応助成金](#) で検索いただくか、お問い合わせください。

問合せ

学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999

(9時~21時 土日・祝日含む)

## 各種支援情報

5月20日時点の主な支援内容です。  
最新情報は町ホームページをご覧ください。  
ただか、お問い合わせください。

## 子育て世帯の方へ

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当受給者の方へ臨時・特別の一時金として、児童1人につき10,000円を支給します。

児童手当を受給している口座に6月中旬までに支給します。

※町から児童手当を受給している方は、**申請不要**です。

※児童手当の所得制限限度額以上である方(児童1人当たり月額5,000円が支給される方)は支給対象になりません。

※公務員の方は9月30日(水)までに申請書の提出が必要です。勤務先からの案内をご確認ください。

問合せ 子育て支援課 ☎62-0825

## 納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、町税の納付が困難な場合、徴収等が猶予される場合があります。詳細は町ホームページをご覧ください。

問合せ 税務課 ☎62-2153

## 介護保険料の減免

次の被害を受けた第1号被保険者(65歳以上の方)は介護保険料の減免を受けられる制度があります。詳細は町ホームページをご覧ください。

●新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡、または第1号被保険者が重篤な傷病を負った場合

●新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、一定の要件に該当する場合

問合せ 長寿生きがい課 ☎62-0718

## 傷病手当金

国民健康保険または、後期高齢者医療の加入者が新型コロナウイルスに感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合、その療養のため働くことができず、事業主から給与等が受けられないとき、傷病手当金を支給します。詳細は町ホームページをご覧ください。

問合せ 町民課 ☎62-2154

## 資金繰りにお困りの事業者の方へ

売上高が一定程度減少した場合、借入債務の80~100%を信用保証協会が保証する制度があります。役場企業支援課で認定を受けた後、金融機関や信用保証協会へ保証・融資の申し込みを行います。詳細は町ホームページをご覧ください。

●セーフティネット保証4号・5号

●危機関連保証

問合せ 企業支援課 ☎62-0720